

第2期筑前町子ども・子育て支援  
事業計画について

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

筑 前 町

# ①計画の基本的な考え方

## 【基本理念】

みつめよう 子どもの心 親の声 未来へつなぐ 町づくり

子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証し、「子どもの最善の利益」が実現される町づくりを進めることが求められています。

## ○基本的な視点

- (1) 子どもが健やかに成長することができるという視点
- (2) 子育てや子供の成長に喜びを感じることができるという視点
- (3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

## ②計画の内容

### 【必要量を見込む】

### 【子育て支援のための取り組み】

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

現状や各種調査結果、町のアンケート調査などにより「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を見込み盛り込む。

施設や事業の整備計画

#### 教育・保育に対する給付

認定こども園  
幼稚園  
保育所

＝施設型給付の対象

小規模保育事業  
家庭的保育事業  
居宅訪問型保育事業  
事業所内保育事業

＝地域型保育給付の対象

#### 子ども・子育て支援の各種事業

地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業  
乳幼児家庭全戸訪問事業 等

延長保育事業  
病児保育事業

学童保育所（放課後児童クラブ）

#### 基本目標1 地域における子育て支援

地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークづくり、子どもの健全育成、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進。

#### 基本目標2 健やかに生み育てる環境づくりの推進

妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実、学童期思春期から成人期に向けた保健対策の充実、「食育」の推進、子どもの健やかな成長を見守る地域づくり、小児医療の充実。

#### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの権利擁護、次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進。

#### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

良好な住宅・居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進等。

#### 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進。

#### 基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、被害に遭った子どもの保護の推進。

#### 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭等の自立支援の推進、経済的支援の充実、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実。

## ③計画のすすめかた

### 1. 計画の周知

本計画は、子育ての根本的な責任は保護者にあるという前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域、事業所をはじめ、住民全員のそれぞれの立場における取り組みを示しています。

### 2. 関係機関との連携・協働

理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援を行う必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

### 3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育て会議において、事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進み具合を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、事業の進み具合に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保の内容」などに大きな差がみられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として計画の見直しを検討します。

